

議案第77号 交野市教育委員会委員の数を定める条例の制定

議案書45P~46P

1. 条例制定の目的

今日の教育を取り巻く環境は複雑化しており、多岐に渡る課題解決を図るために、多くの意見を取り入れ、幅広くその意見を反映させるため、教育委員会委員の数を増やすことを目的とする。（施行期日：令和5年4月1日）

2. 条例制定の内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条において規定されている教育委員会委員の数4人について、同条ただし書の規定により、教育委員会委員の数を現行の4人から変更し、6人と定める。

3. 大阪府下の状況

教育委員の数	該当市
4人 (31市町村)	岸和田市、池田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、大東市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、能勢町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
5人 (11市町)	大阪市、堺市、豊中市、吹田市、寝屋川市、松原市、和泉市、箕面市、豊能町、忠岡町、岬町
6人	泉佐野市

令和4年4月現在

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年12月定例会

政策等情報の説明資料	議案の 件名	議案第77号 交野市教育委員会委員の数を定める条例の制 定について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に規定において委員の数は4人と定められているが、同条ただし書の規定により、条例を定め、委員の数を6人とするもの。		大阪府下43市町村の状況 委員4人…31市町村（現交野市含む） 委員5人…11市町 委員6人…1市					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
							1,512
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
今日の教育を取り巻く環境は複雑化しており、多岐に渡る課題解決を図るために、多くの意見を取り入れ、幅広くその意見を反映させるため、教育委員会委員の数を増やすことを目的に条例を制定するもの。		教育委員の数を増やすことにより、より多くの意見を取り入れ、幅広く意見を反映させることができる。 ・報酬1人あたり年756千円					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
文部科学省からの通知において、教育委員会が行う施策について多様な民意を幅広く反映させるため、委員の数を5人以上とすることも積極的に考慮されるべきとの見解が示された。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	20 子どもたちが、しっかりと基礎学力を身につけている 23 地域や学校、家庭が協力して、子どもの健やかな成長を支えている				
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉	令和5年4月1日				
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		教育総務室		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（条例概要）			